

第七回 参議院通商産業委員会會議録第十七号

昭和二十五年三月三十日(木曜日)午後二時三分開会

本日の會議に付した事件

○火薬類取締法案(内閣送付)

○中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(高橋啓君) それでは通商産業委員会を開きます。

先ず火薬類取締法案の予備審査提案理由の説明をお願いいたします。

○政府委員(長村貞一君) 只今議題となりました火薬類取締法案につきまして、その提案理由を御説明いたします。

危険物としての火薬類の取締りは、従来とも銃砲火薬取締法によつて行われて来たのでありまして、長く内務省の所管に属して来たのであります。終戦後、昭和二十二年に内務省が解体せられるに及びまして、警察法の施行と同時にこの法令に基く取締り事務は商工省に移管せられまして、通商産業省の発足と共にこれに引継がれることになつたのであります。この法令の周到綿密な法律構成は、火薬類使用量の飛躍的增加にも拘わらず、よくその災害の発生を防止して来たのであります。が、時運の進展と共に漸くその改正の必要性が痛感せられるに至つたのであります。本法令につきましては、すでに大正六年法律第二号、大正十一年法律第二号及び昭和十九年勅令第百十号

によりまして、それら部分的な改正が加えられて来たのであります。最近の全面的改正についての要望は、最近の二、三年に止まるものではなく、実に昭和九年以来の懸案でありまして、例えば昭和八年十一月設立せられた火薬類法規研究会は、同十四年において改正に対する希望意見を内務大臣に提出してあります。又最近では昭和二十三年に火薬類取締法規改正協議会は、その研究の結果を商工省に提出いたしました。その希望の程を明らかにいたしておるのであります。通商産業省といたしましては、これらの情勢に鑑みまして、ここに銃砲火薬類取締法の全面的改正を企図いたしました。爾来関係行政庁、学界、業界その他意見を交換聴取いたしまして、漸く火薬類取締法案の成文を見るに至つたのであります。従いましてこの度提出いたします火薬類取締法案は、銃砲火薬類取締法の全面改正の性格を持つてあります。今現行法と比較いたしましたので、その改正の主要点を指摘いたしますと四点左右あります。

第一は、銃砲の取締を除きまして火薬類だけに取締を独立させたことであります。第二は新憲法下におきまして、新しい法体系の整備をいたしたことであります。第三は行政組織の改革に基きまして、取締担当機関を明確化したのであります。最後に第四点は、最近の技術的の進歩に対応するように法令の内容の刷新を図る、この

四点に集約することができるのであります。以下これらの諸点につきまして極めて簡単に御説明を申し上げますと、第一に銃砲の取締との関係であり、本来その性質を異にするべきものであります。現行法令では警察取締の共通性の下に、同一法によつて規制して来たのであります。併し戦後の我が国におきましては、銃砲の取締につきま

スル命令ニ関スル件に基く兵器、航空機等生産制限ニ関スル件及び銃砲所持禁止令によりまして、それぞれ銃砲の製造及び所持が禁止せられておりますので、現行法の銃砲の取締に關する部分を除外いたしました。支障を認められないのであります。若し将来この管理令との関連におきまして、その必要性を認めるに至りますならば、又別個の観点から規制する方針であります。

第二は、新たに法体系の整備ということでありまして、現行法は旧憲法下の立法でありまして、特に勅令及び省令への委任が著しく多く存在するのであります。又行政裁量の余地を広範に留保しており、且不当な行刑処分に対する救済を認めていないのであります。かかる諸点につきまして、新憲法下におきまして、新しい法体系を整備する必要があるわけでございます。

第三に、取締担当機関の明確化の点

でございますが、内務省による警察取締の基礎に立脚しております現行法は、内務省の解体、地方自治態勢への移行及び警察制度の変更のために、その取締機関は、現在通産省、都道府県でありまして、部分的には、運輸省及び警察が担当いたしておるのであります。これにつきまして、細部に関する實際上の取締の面から、ややもすれば解釈上の疑義を招き易い点が存するのであります。この問題を解決いたしまするために、現下の事態に最も適応することく、取締担当機関の権限、所掌事務の範圍等を明かにいたしました次第でございます。

最後の第四の技術的の事項に關しましては、現行法が制定せられた明治以後の火薬業界の進歩は、現行法が当初に予定しなかつた新たな火薬類の製造を見ておりまして、又現行法は、火薬類製造所におきます製造作業上の細部に至るまで、悉くこれを省令によつて規制いたしておるのであります。現在ではむしろ適切を欠いておる点も見受けられるのでございます。一般的な技術上の基準につきましても、我が国の建築物の構造、地形等の特殊性から再検討の余地が沢山あるのでございまして、又製造作業の責任者でありまする作業主任者、火薬類貯蔵、消費上の取扱の責任者でありますところの取扱主任者、これらの資格、或いは火薬を消費いたしますときの技術的な準備等につきましてそれら改正し、或いは新しく規制する必要があると

思われるのでございます。以上のような諸点を考慮いたしまして、火薬類につきましてその製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱を規制することによりまして、火薬類の災害を防止し公共の安全を確保するために、現行の銃砲火薬類取締法を全面的に改正したいと存する次第でございます。

以上の理由によりまして、ここに火薬類取締法案を提出いたしました次第でございます。何とぞ慎重御審議の上、速かに可決されんことを希望いたします。

○委員長(高橋啓君) 只今提案理由の説明があつたので、法案につきまして質疑を次回に譲りたいと思つて、御異議ありませんか。

○委員長(高橋啓君) それでは次に中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案について、質疑に入りたいと思つて、発言を願います。

若し御発言がございませんでしたら、質疑は終つたものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(高橋啓君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、それら賛否を明らかにしてお述べを願いたいと思つて、討論を省略して、直ちに採決するの動議を提出いたします。

○平岡市三君 討論を省略して、直ちに採決するの動議を提出いたします。

討論を省略して、直ちに採決するの動議を提出いたします。

○委員長(高橋啓君) 只今平岡委員の動議によつて討論を省略して、直ちに採決に入ることにお御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(高橋啓君) ちよつと速記止めて。

〔速記中止〕
○委員長(高橋啓君) それでは速記始めて下さい。

○委員長(高橋啓君) それでは速記開始して、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案については、原案通り可決することに賛成の方は御筆手をお願いいたします。

〔総員筆手〕

○委員長(高橋啓君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

尚本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四百四條に基き、予め多数意見者の承認を結なければならんことになっておりますが、これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び採決の結果を報告することとして御承認願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(高橋啓君) 御異議ないものと認めます。

それから本院規則第七十二條によりまして、議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とされた方は順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

- 島 清 玉置吉之丞
- 平岡 市三 中川 良良

鎌田 逸郎 宿谷 榮一
駒井 藤平 結城 安次
深川 榮左エ門
○委員長(高橋啓君) 署名洩れはございませんか……。

○委員長(高橋啓君) それでは次に不正競争防止法の一部を改正する法律案の質疑に入りたいと思つて、御発言をお願いいたします。

○平岡市三君 この法律案につきまして前回に二三質問いたしましたのでありますが、よりよくこれを調べて見ますと、相当と申しましようか、或る程度疑義の点があるように認めますので、念のために更に御質問申上げたいと思つて、第一條には不正競争に関する具体的な行為が列挙せられておりましたが、この中第三号と、第四号は殆ど同様の行為を列挙してあるのではありません。一体この差違がどこにあるのか。

第三号で「原産地」といい、第四号で「国以外の地」といつておること、即ち国内と国外との差があり、第三号で虚偽の表示といひ、第四号で誤認を生ぜしむる行為といつておる。前者は虚偽であつて、後者は誤認と書いてあるわけでありまして、いずれも原産地に関するもので、本来一本にすべきものと思つておる理由が、これを二本にしたのはどういふ理由がありますか。又この両者の差違が以上述べました以外に何かあるのかどうか。この点を先ず第一にお伺いしたいと思います。

○政府委員(佐久洋君) 只今の御質問第一條第三号と第四号の相違でございますが、その御説明を申上げる前に、

この法律が非常に字句が難解でありまして、虚偽と誤認ですか、それとの差違をまず申上げた方が御了解を願うのに便宜と思つて、虚偽といふのは、いわゆる真実でないことでありまして、誤認と申しますと、平たい言葉で申しますと間違ふとか、或いは紛わしいといふ意味であります。従つて一応觀念としてははつきりはいましておりますが、両者に非常に密接な関係があるといふことは言えると思つて、一般的に申しまして、虚偽であれば誤認を起しやうといふことは言えるのであります。虚偽であれば必ず誤認を起す場合、必ずしも虚偽に原因するとは言えないといふような関係で、相当の違ひがあるようにも考えられるわけでありまして、第三号と第四号の違ひにつきましては、第一点は只今お話がありましたように第三号の方は虚偽の表示をして、而もそれが誤認を生ずるといふ二つの要件を必要とするのであります。第四号の場合には、虚偽の表示と生ずるといふことだけが要件となるわけでありまして、それが一つの違ひ、もう一つは原産地について第三号の方は、主として国内の原産地を考へておられておるのにおきましては、範圍が広くなりまして、日本国以外の外国又は地と、こつて考へて別に規定をいたした次第であります。

○平岡市三君 大体虚偽と誤認の相違の説明を承りましたが、第五号について更に質問いたしますと、本号には「商品ノ品質、内容若ハ数量ニ付誤認ヲ生ゼシムル表示」と書いてあつて、これには虚偽の表示という文字が

見られないのであります。この点は第三号と異つた規定のしかたでありまして、この虚偽という文字を殊更に付加えなかつた理由はどこにおありになるか。その点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(佐久洋君) この第五号につきましては、誤認といふことを起す原因として虚偽も当然入つて来るだろうといふことを予想いたしましたので、広く書かれておるのであります。

○平岡市三君 どうも、その点更にお伺いしたいのですが、そのくりにして先を急ぎまして、第五條の罰則の規定について質問いたします。第五條の第一号には、不正の目的を以てする」と否とを問はず誤認を生ぜしむる原産地、品質、数量等の虚偽を罰則とする」と規定せられておる。従つてこの種の不正競争を重く見ておるだろうと思つておる。ところがこの第一号の中で規定されておるの、第一條の第三号及び第五号の行為、即ち商品の原産地、品質、内容、数量につき誤認を生ぜしむる虚偽の表示であるが、この場合誤認を生ぜしむることと、虚偽であるといふこととの二つが犯罪構成の要件になつておるのであります。この一方だけでは犯罪を構成しないのかどうか、これを先ず第一番に御質問いたしたいと思います。

次にこの場合販売、輸出行は第一号から取除かれておるのであります。その理由についてお伺いしたいのが第二点であります。更にここでは同じ原産地の問題でありながら、第一條第四号の行為を除いておるのであります。これは第一條第四号は誤認を生ぜしむるが虚偽ではないために、特に除

かれたのであるかどうかをお伺いするの第三点であります。最後に、第一條の第六号、即ち他人の營業上の信用を害する虚偽の事実を流布するようない行為に対しては、別に罰則規定がないように見受けられるのであります。これはどういふ理由でございませうか。この四点をお伺いしたいと思います。

れはどういう理由かというお話であり、或いは虚偽の表示をした、すでにしてある品物を買つて来て売るといふようなものまでこの罰則をかけることは聊さか酷でありますし、又取引の安全を却つて害する結果になるといふことを考へましてそれを除いたのであります。

それから第一條の第三号と第五号についてここに規定して、第四号を第五條の第一号に含めないのはどういふ理由かということであり、単に誤認を生ぜしめるだけでありまして、その表示について虚偽とすることを要件としていない關係上除いたのであります。次に第一條の第六号の信用を害する虚偽の事実を付した行為については罰則がないという理由は、この六号の行為につきましては、刑法の信用及び業務に關する罪というのがございまして、六号の違反行為については刑法の罰則が適用される、こういう關係でここには掲げなかつた次第であります。

○平岡市三君 最後に、第六條の改正案で、特許法商標法等によつて権利の行使を認められる行為については、本法の規定による行為差止め請求、損害賠償、罰則の規定のうち若干のものを適用しないことになつておりましたが、この改正案ではその取扱いが一貫していないのはどういふ理由に基くか、御質問いたします。

○政府委員(佐久洋君) 只今の御質問の趣旨は、第三号以下の行為についてはその行為の差止めの請求ができ、又罰則の適用があるのに、損害賠償の請求だけができないのはどういふわけかといふ、こういう意味に解釈してお答

え申上げますが、三号以下の行為につきましては、大体第一條の第二号、第三号と異りまして、不正競争といふよりは、むしろ消費者保護、或いは取締りという性質が可なり強く出ておりますので、その被害者といふのは一般大衆の場合が多いのであります。従つてその大衆から一つ／＼損害賠償の請求があるといふことはちよつと考えられませんが、この六條から適用除外をいふたさなかつたのでございまして、もう一つの理由といたしましては、三号以下の行為、三号以下に該當する商標の出願などがあつた場合には、現在の商標法の第二條第一項第十一号に「誤認又は混同ヲ生セシムルノ虞アルモノ」については登録をしないという規定の關係上、建前といたしましては、登録ができないのであります。従つてそういうものについて権利行使ということが觀念上考えられないという關係で、第六條に特にその關係を謳わなかつた次第であります。

第五條の關係で少し申し落したと思われましますので補足を申し上げますが、只今もお茶の問題を申し上げましたが、一応立法者としての解釈を申し上げますので、この法律全体の具体的なものについての適用は結局裁判所が行いますので、そういう事例を一々裁判所におきまして、詳細検討いたした結果、判定を下すのでありますので、その点を一つ御了承を願ひたいと思ひます。尚この虚偽と誤認との關係について、もう少し御理解を頂くために例を上げますれば、例えば純綿製品といふようなものにつきましては、勿論現在におきまして完全な綿ばかりの製品も

ありますが、従来は大体九割くらいの綿が合まれておれば、その外に仮にスワが入つておりましたも、取引上は純然たる綿として通つておりましたのでありまして、そういう取引の慣習に立脚して考える場合には、九割の綿製品について純綿の表示をいたしましたも、表示自体としては虚偽でありませんが、取引上誤認を起す心配がない、こういう点に誤認と虚偽との相異と申しますか、相關關係といふものが考えられるわけでありまして、以上大体補足的な御説明を申上げました。

○委員長(高橋啓君) 外に御発言がなければ質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高橋啓君) 御異議ないものと認めます。それでは輸出信用保險法案に対する質疑に入りたいと思ひます。ちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(高橋啓君) 速記を始めて下さい。それでは今日はこれにて散会いたします。

午後二時四十七分散会
出席者は左の通り。

- 委員長 高橋 啓君
- 理事 島 清君
- 委員 玉置吉之丞君
- 中川 以良君
- 平岡 市三君
- 深川榮左エ門君
- 鎌田 逸郎君
- 宿谷 榮一君
- 結城 安次君
- 駒井 藤平君

政府委員

- 通商産業 宮幡 靖君
- 政務次官 岡部 邦生君
- (通商振興局長) 長村 貞一君
- (通商産業事務官) 久保敬二郎君
- 特許庁長官 佐久 洋君
- 通商産業事務官(特許庁) 小笠 公昭君
- 通商振興局長(総務部長) 小笠 公昭君

三月二十四日本委員会に左の事件を付託された

- 一、狩猟用火薬使用手数料廃止に關する請願(二通)(第一三三八三号)
- 一、繊維貿易公団保有絹織物の棚上げに關する請願(第一四三三四号)

一、商工會議所法案中一部修正に關する請願(第一四三三八号)
一、特別鉦害復旧臨時措置法制定に關する陳情(四通)(第二五七号)

第一三三八号 昭和二十五年三月八日受理
狩猟用火薬使用手数料廃止に關する請願(二通)

請願者 大分県庁林務部林業課
内関西各県猟友会連絡會議内 猪原健一外一名

紹介議員 岡本 愛祐君
狩猟の目的は、害鳥獸駆除により森林緑化の促進を図つて治山、治水に貢獻したる國家再建の急務である食糧の増産確保あるいは保健衛生面よりの文化向上等にある。従つて火薬の使用は、營利を目的とするものでなく、他事業と一率に手数料を徴收されることは、はなはだ遺憾であるから、狩猟用

火薬使用手数料を廃止せられたいと請願。

第一四三三四号 昭和二十五年三月九日受理
繊維貿易公団保有絹織物の棚上げに關する請願

請願者 東京都中央区日本橋堀留町一ノ六日本絹人絹織物商協会内 杉道助

紹介議員 油井賢太郎君
絹人絹織物の市価は、昨年以來暴落を続けているが、このままに放置するときは、製糸の面にも波及し、また復興の緒につき始めたる絹糸工業にも大きく影響するばかりでなく、遂にはわが国絹人絹業を崩壊する虞があるから、相当期間にわたり、繊維貿易公団保有の絹人絹織物を棚上げするか、または買取会社設立のため、独占禁止法の緩和もしくはその特例を認める等の緊急処置を講ぜられたいと請願。

第一四三三八号 昭和二十五年三月十日受理
商工會議所法案中一部修正に關する請願

請願者 東京都千代田区九ノ内 東京商工會議所内東京青年商工會議所内 三輪善雄

紹介議員 黒川 武雄君
近く商工會議所法案が国会に提出される由であるが青年商工會議所は一定の地域における青年の努力を結集して社會の福祉、経済の發展に寄與することを目的とするものであり、その事業は一般商工會議所と著しく異つてゐる關係上、その構成ならびに運営に關して

は相違点が多く、一般商工会議所と同一法律をもつて律することは不適當であり、また、青年商工会議所は世界的の組織であつて国際的連合体も設立されているので、この名称変更は不適當であるから、青年商工会議所に対しては、商工会議所の名称を使用し得るよう同法案中一部を修正せられたいとの請願。

第二五七号 昭和二十五年三月十日

受理

特別鉱害復旧臨時措置法制定に関する陳情(四通)

陳情者 福岡県大牟田市長 田中

忠藏外九名

福岡県大牟田市は、明治初年よりの石炭採掘とこれに附随する諸生産工業の振興によつて、人口十九万の鉱工業都市に發展した。しかるに永年の地下作業は、都市の中心部およびその周辺に相當な鉱害を誘発し、加うるに戦時中の濫掘によつてその傾向は急激となり、耕地の沈下、家屋の破損等個人の被害はもとより、道路、鉄橋、橋、上下水道等各種被害による公共施設の機能喪失、ことに不等沈下による下水の停滞は、公衆衛生に重大な影響を與えているから、民心安定および当市復興のため、すみやかに特別鉱害復旧臨時措置法を制定せられたいとの陳情。